前線性出水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）のイメージ（想定）

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（内閣府：平成26年4月）を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要である。

気象・水象情報

-48h
大雨、洪水注意報発表
大雨に関する長野県気象情報（随時）
-24h
大雨警報、洪水警報発表
0h
大雨発生
6h
水防団待機水位到達
立ヶ花水位観測所（水位3.00m）
10h
氾濫注意水位到達
立ヶ花水位観測所（水位5.00m）
大雨特別警報
14h
避難判断水位到達（小布施町）
立ヶ花水位観測所（水位8.00m）
18.5h
避難判断水位到達
立ヶ花水位観測所（水位9.10m）
19.5h
氾濫危険水位到達
立ヶ花水位観測所（水位9.60m）
24h
堤防天端水位到達・越流
氾濫発生
◇大雨、洪水注意報解除

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

千曲川河川事務所

○施設（ダム・水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○リエゾン体制の確認
○協力機関の体制確認

【注意体制】（水防団待機水位を越え、はん濫注意水位に達すると予想される場合）
水防警報（待機・準備）
○水門、樋門、排水機場等の操作
○応援体制の確認・要請（防災エキスパート等）

【警戒体制】（はん濫注意水位以上の洪水が予想される場合）
水防警報（出動）
洪水予報（氾濫注意情報）
○出水時点検（巡視）
○CCTVによる監視強化

○漏水・侵食情報提供

○ホットライン（長野地方気象台）
○ホットライン（避難判断水位を越える予測が出た時）
洪水予報（氾濫警戒情報）

【非常体制】（はん濫危険水位以上の洪水が予想される場合）
○ホットライン（氾濫危険水位を越える予測が出た時）
○リエゾンの派遣
洪水予報（氾濫危険情報）
□災害対策機械の派遣

○ホットライン（堤防天端を越える予測が出たとき）
洪水予報（氾濫発生情報）
緊急復旧、堤防調査委員会設置
□被害状況の把握
（ヘリコプター等による迅速な状況把握）
□TEC-FORCEの活動
□被害状況・調査結果等の公表
□応急復旧作業

小布施町

◇災害警戒本部設置
○町長・副町長及び管理職の配置
○町民及び水防団等への注意喚起
○学校及び保育所等の休校の判断、体制の確認等
○所管施設の警戒態勢指示及び関係他団体への警戒情報伝達
○連絡網体制、非常用燃料、公用車燃料確認、土のう、備蓄倉庫カギ等の点検・確認

警戒配備［第1配備］
○管理職及び特に関係のある部門等の少人数配置
○水防団指示
○連絡要員の配置
○河川水位、雨量、降水短時間予報を確認

非常配備［第2配備］
□屋外防災無線告知放送、メール配信等による注意喚起放送
○第1配備部門のほか、応急対策に関する部門等の所要人員配置
○必要に応じ、助言の要請
○第1・2避難所開設の準備（連絡体制等）
○要配慮者施設、大規模事業者に洪水予報
○避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、避難勧告情報の発令判断
□巡視・水防活動状況報告
□10分ごとに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認

◇町長指示により災害対策本部設置
ホットラインを受け災害対策本部会議で情報共有・最優先課題の明確化

緊急配備［第3配備］
○災害応急対策に関係ある部門等の全職員及び応援を求められた部門等の職員招集
○自主防災会長と連携し第1避難所の開設準備・開設の指示及び支援活動
○道路交通規制等の判断・要請
□巡視・水防活動状況報告
□状況によっては、第2避難所への避難指示判断

ホットラインを受け災害対策本部会議で情報共有・最優先課題の明確化

非常体制［第3配備］
□災害対策機械の派遣要請
□避難者への支援
□第2避難所の開設
□備蓄品搬出

ホットラインを受け災害対策本部会議で情報共有・最優先課題の明確化

□被害調査、報告
□人命救助、災害応急処置
□国、県への支援要請
□自衛隊への派遣要請
□避難者への支援
□避難所の運営から閉鎖まで
□緊急支援物資受入拠点（北斎ホール）、ボランティア窓口等の対応

避難準備情報等判断
避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告等判断
避難勧告
避難指示等判断
避難指示（緊急）
避難指示区域拡大
避難指示（緊急）
避難指示等解除判断
浸水地区避難指示等解除

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の収集
○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
○食料や日常品など備蓄品の確認
○非常持出品の準備
○自宅周辺の確認

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象や水位情報の収集
○河川敷からの待避、河川敷への立入自粛
○屋外告知放送、メール配信等による避難準備情報の受信

住民（要援護者含む）避難準備、又は自主避難開始
□第1・2避難所へのルート・確認
□避難時携行品（薬・生活用品等）の確認・準備
□自主防災会長は第1避難所のカギ等の確認 → 早ければ開設

住民（要配慮者含む）避難開始
□避難の開始（要配慮者含む）
□屋外告知放送、緊急速報メール等による避難勧告等情報の受信
□自主防災会長が主体となり、第1避難所開設及び安否確認等

避難継続
□屋外告知放送、緊急速報メール等による避難指示の受信
□状況によっては、第2避難所への移動開始

避難指示（緊急）による避難継続
→ 避難完了
□屋外告知放送、緊急速報メール等による避難指示の受信
□最終的な危険回避行動

避難解除